

平成25年第3回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成25年6月13日（木曜日） 午前10時00分開会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 一般質問

○出席議員（11名）

1番 森 淳 君	2番 金 木 直 文 君
3番 小 寺 光 一 君	4番 寺 沢 孝 毅 君
5番 船 本 秀 雄 君	6番 磯 野 直 君
7番 平 山 美知子 君	8番 橋 本 修 司 君
9番 駒 井 久 晃 君	10番 熊 谷 俊 幸 君
11番 室 田 憲 作 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	舟 橋 泰 博 君
副 町 長	石 川 宏 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
教育委員会委員長	大 橋 鉄 夫 君
監 査 委 員	長谷川 一 志 君
農業委員会会長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	今 野 睦 子 君
総 務 課 長	井 上 顕 君
総務課長補佐	酒 井 峰 高 君
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
総務課職員係長	棟 方 富 輝 君
総務課企画室 政策推進係長	熊 谷 裕 治 君
総務課企画室 政策推進係主査	富 樫 潤 君

財 務 課 長	三 浦 義 之 君
財 務 課 主 幹	三 浦 明 彦 君
財 務 課 財 政 係 長	葛 西 健 二 君
町 民 課 長	水 上 常 男 君
町 民 課 主 幹	飯 作 昌 巳 君
町 民 課 住 宅 係 長	越 谷 弘 和 君
福 祉 課 長	鈴 木 典 生 君
福 祉 課 長 補 佐	更 科 滋 子 君
福 祉 課	藤 井 延 佳 君
国 保 医 療 年 金 係 長	
建 設 水 道 課 長	安 宅 正 夫 君
建 設 水 道 課 主 幹	吉 田 吉 信 君
建 設 水 道 課 主 幹	石 川 隆 一 君
建 設 水 道 課 主 幹	三 上 敏 文 君
建 設 水 道 課 長	笹 浪 満 君
土 木 係 長	山 川 恵 生 君
建 設 水 道 課 主 査	
産 業 課 長	江 良 貢 君
産 業 課 長 補 佐	鈴 木 繁 君
産 業 課 農 政 係 長	佐 々 木 慎 也 君
産 業 課	谷 中 隆 君
水 産 林 務 係 長	
天 売 支 所 長	渡 辺 博 樹 君
焼 尻 支 所 長	今 村 裕 之 君
学 校 管 理 課 長	熊 木 良 美 君
学 校 管 理 課 長 補 佐	
兼 学 校 給 食 係 長	湊 正 子 君
セ ン タ ー 所 長	
社 会 教 育 課 長	杉 沢 敏 隆 君
兼 公 民 館 長	永 原 裕 己 君
社 会 教 育 課 長 補 佐	大 西 将 樹 君
社 会 教 育 係 長	
社 会 教 育 係 長	春 日 井 征 輝 君
農 業 委 員 会 長	
農 事 務 局 長	井 上 顯 君
選 挙 管 理 委 員 会 長	
事 務 局 長	

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	藤岡典行君
総務係長	金丸貴典君
書記	逢坂信吾君

◎開会の宣告

○議長（室田憲作君） ただいまから平成25年第3回羽幌町議会定例会を開会します。

(午前10時00分)

◎町長挨拶

○議長（室田憲作君） 町長から議会招集挨拶の申し出がありますので、これを許します。
町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 平成25年第3回町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様には何かとご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平成25年度がスタートし、3カ月がたとうとしております。ようやく暖かい日を感じられるようになり、町の中にも少しずつ活気が帯びてまいりましたので、この場をおかりいたしまして町の中の各産業等の現況を申し述べたいと思います。

初めに、農業であります。近年の積雪量の多さに加え、5月にかけての気温の上昇が例年より遅かったため、作物への影響が懸念されております。そのような中、水稻は田植えの時期が平年よりも7日ほどおくれて始まりました。畑作につきましても播種作業が平年より遅く、今後の天候が気になるところであります。アスパラガスは、露地物の収穫が平年では連休明けごろに始まりますが、こちら低温等の影響により平年より10日以上おくれて始まりました。現段階での収穫量は、例年を下回っている状況にありますが、今後期待をしているところであります。牧草につきましては、順調に成長し、ほぼ平年並みとなっております。作物全体に遅い融雪と低温の影響によるおくれが出ておりますが、昨年、一昨年も似たような状況にある中で結果的には豊作となりましたことから、本年も今後の天候が回復することを期待し、万全な対策による順調な生育を祈っております。

次に、畜産業であります。近年日本においては発生しておりませんが、口蹄疫であります。中国、台湾、ロシアなどの近隣諸国においては毎年発生が確認されておりますことから、本町におきましても引き続き注視してまいります。また、焼尻綿羊の地元消費拡大を目指す焼尻綿羊地元消費拡大奨励事業は今年で4年目を迎え、1年目12頭、2年目20頭、昨年は27頭分が販売され、増加傾向となっております。さらに、今年度からは羊肉を扱う地元の飲食店を支援いたします焼尻綿羊飲食店等購入事業により焼尻綿羊のさらなるブランド化と知名度アップを図り、町外からの集客と地産地消の取り組みに努めているところであります。

次に、漁業であります。主要魚種でありますエビ、カレイ類は昨年4月末に比べ漁獲量は減少し、エビは魚価安となっておりますが、カレイ類については魚価高となっております。また、ホタテ成貝、タコ、タラにつきましても漁獲量は増加しておりますが、魚価安となっております。全体として昨年同期と比較いたしますと、漁獲量で69トン、漁獲金額で8,860万円ほど下回っている状況にあります。現在円安による経済の好転が見

え始めている中で魚価については低迷が続いており、依然厳しい状況にはありますが、春のうれしい話題として両島でヤリイカ漁が好調との新聞報道もありました。今後も円安や原油価格の高目推移による燃油や漁網などの資材の高騰が続くものと予想されますが、経済の進展により一日も早い魚価の回復に期待を寄せております。

次に、観光であります。今年で3回目となりますはぼろ甘エビまつりを6月29日、30日の2日間で開催し、日本一の水揚げ量を誇る甘エビの売り込みを中心とした地場産品等のPRにより多くの集客と地域への経済効果に期待をいたしております。また、今年度離島を結ぶ高速船が新造、就航いたしました。町といたしましては、離島への観光客入り込みが増加に転じるよう新高速船就航を記念した6月限定のツアーを沿岸バス株式会社様の協力により企画、販売したところ、平日宿泊のツアーにもかかわらず、100名の募集に対し2倍近くの応募があるなど大きな反響を呼んでいるところであり、さらには7月にも焼尻めん羊まつりや天売ウニまつりにあわせた札幌発着のツアーを企画するなど本土のみならず、離島が持つ魅力を幅広くPRし、観光客の増加につながればと期待をいたしております。

次に、商工業であります。本年4月より中小企業特別融資制度の貸付枠を運転資金、設備資金ともに倍増し、また新たに実施しております雇用促進助成制度とあわせ、資金調達の円滑化による事業活動の活性化と町内における新たな雇用創出、さらには定住促進による地域経済の活性化が図られることに大きな期待を寄せております。また、ハートタウンはぼろのテナント問題につきましては、先日株主総会が行われ、厳しい状況が報告されたところであり、キーテナントのスーパーが撤退をし、後継テナントの誘致活動を進めてきたところではありますが、思うような展開とはいかず、ハートタウンはぼろの経営にも影を落としております。今後につきましては、ハートタウンはぼろとの連携をさらに深め、これからの支援方法等について検討を進めてまいりたいと考えております。

公共工事は、今年度も引き続き道路改良や街路灯の取りかえ等を予定しておりますが、交付金の廃止などにより規模の縮小を余儀なくされております。また、継続事業といたしましては公営住宅、幸町団地2棟の建設、下水道の整備、さらには行政財産として役割を終えた公共施設の解体などを進めるほか、住宅リフォーム助成制度と水洗トイレ等の補助制度による民間需要の掘り起こしなど地域経済の活性化に努めてまいります。

最後となりますが、本年4月、かねてから建設中でありました羽幌港中央埠頭並びに新フェリーターミナルが供用開始となり、あわせて北るもい漁業協同組合様の新事務所並びに産直市場も完成され、羽幌港は大きく生まれ変わったところであり、新フェリーターミナルにつきましては天売島、焼尻島への玄関口となりますことから、本施設と産直市場を拠点として観光客や交流人口が増加されることを期待しております。

さて、本定例会に提案をしております案件は、報告2件、専決処分の承認2件、議案として条例案2件、港湾区域内の公有水面埋め立て1件、一部事務組合の規約改正2件、補正予算3件の計12件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

招集の挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、

2番 金 木 直 文 君 3番 小 寺 光 一 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（室田憲作君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

6月7日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、船本秀雄君。

○議会運営委員会委員長（船本秀雄君） 報告します。

6月7日、議会運営委員会を開催いたしました。今定例議会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告2件、承認2件、議案8件、発議2件、発委1件、都合15件、加えて一般質問2名3件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から14日までの2日間と決定いたしました。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、一般質問の審議をもって終了といたします。明14日は、報告、承認、一般議案、補正予算、発議、発委について審議いたします。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（室田憲作君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日から6月14日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの2日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第3、諸般の報告を行います。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成24年度2月分から4月分まで及び平成25年度4月分の例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。ご了承願います。

次に、議員の出張報告を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事項について調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、寺沢孝毅君。

○総務産業常任委員会委員長（寺沢孝毅君）

平成25年 6月13日

羽幌町議会議長 室田憲作様

総務産業常任委員会
委員長 寺沢孝毅

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

- 1 委員会開催日 平成25年 4月26日
平成25年 5月 8日
平成25年 5月17日
平成25年 6月 3日
- 2 所管事務調査事項 (1) 天売島における観光船・食堂事業者誘致について
(2) 土地の売り払い等について
(3) 除排雪事業の実績について
(4) 町道及び橋梁の耐震・老朽化について
(5) 地域おこし協力隊について
(6) ハートタウンはぼろの経営状況について
(7) 焼尻めん羊牧場における緊急雇用対策について
- 3 調査結果及び意見 別紙のとおり

所管事務調査報告書

1 天売島における観光船・食堂事業者誘致について（平成25年 4月26日開催）
担当課より資料に基づき、食堂・観光船の「現状」「必要性」「経緯」について説明を受けた。

・食堂については、平成24年で廃業。港から離れた場所で、小規模店舗が1軒のみとなる。

- ・旅館業者より観光船事業への支援要請があり、以後検討を重ねてきた。
- ・昨年実施した、アンケート、道内外の旅行代理店等からは観光プログラムメニューが少ないとの意見。
- ・今回、具体的な企業誘致の情報提供があり、事業者と協議、事業者の現地視察後、事業化に向け町へ支援要請があった。
- ・食堂は5月上旬、観光船は5月下旬に営業開始予定。

以上のような説明を受け、質疑を行った。

【質問】産業振興奨励事業補助条例第2条第3号の事業として補助適用したいとのことだが、農林水産業振興の条例であり適当なのか。

【回答】これを適用するしか方法がないと考えているが、改正を含め検討したい。

【質問】夏のみの短期間では収益的に難しいのではないかと。補助金は継続する予定か。また、従前の会社には支援していたか。

【回答】初期投資分と、人件費を3年間と考える。従前の会社には支援していない。

【意見】補助の上限や補助対象経費を精査してほしい。

【質問】広告費の補助内容は。

【回答】インターネット回線の引き込み経費であり、あくまでもスタートにかかるPR分との考え。

以上のような質疑を行い、終了した。

2 土地の売り払い等について (平成25年 4月26日開催)

担当課より資料に基づき説明を受けた。

- ・平成23年8月より16区画を住宅用地として販売し、公募してきた。
- ・6名申し込み、5名に売り払い済み。その後再度公募し7名申し込み、3名に売り払い済み。残地は現在3区画。
- ・残地が生じているため、今後「町民」の条件を「居住予定者」と緩和したい。
- ・緑町変電所向かいと、緑町分譲地33区画のうち売れ残った土地の計2カ所を追加したい。
- ・5月の町広報に掲載予定。掲載前でも希望があれば販売したい。

以上のような説明を受け、質疑を行った。

【質問】住宅建設業者を地元とする条件をつける考えはなかったか。

【回答】検討した経緯があり、数千万円の資金が必要な新築に、そこまで条件をつけるのはどうかということになった。

○その他一国や道の空き住宅取得等の検討結果についてー

- ・調査の結果、対象となる5棟が相当傷んでおり、400～500万円の改修費がかかるなど、土地と改修費を加えると数千万円の投資となり、取得は難しいとの結論に至った。

以上のような質疑を行い、終了した。

3 除排雪事業の実績について

(平成25年 5月 8日開催)

担当課より資料に基づき説明を受けた。

- ・除排雪（市街・原野）については、車道100.9キロメートル、歩道15.1キロメートル。
- ・事業費は平成24年度1億2,547万円、23年度は1億6万円、差し引き2,541万円の増。平均で1億1,277万円。離島を含む平均は1億1,650万円。
- ・車両稼働実績について、市街地区は平成24年度で除雪108時間増、排雪1,149時間増、計1,257時間の増。
- ・稼働日数は、市街地排雪作業の平成24年度実績は76回、10年平均は52回。除雪作業は138日でかなりの増。
- ・2年前より組合へ委託、その2年間大雪が続く補正対応してきた。
- ・今年より、委託方法など根本的な見直しを秋までに行いたい。
- ・暮らしの中の雪について、庁内で各課横断的に検討を行いたい。
- ・運搬排雪の連携について、今年度はシーズン開始前に留萌開建等、関係部署と協議を持ちたい。

以上のような説明を受けたが、質疑については、実務担当者が急な出張のため議論を持ち越すこととし終了した。

4 町道及び橋梁の耐震・老朽化について

(平成25年 5月 8日開催)

担当課より資料に基づき説明を受けた。

- ・点検、補修、適宜計画を見直し、橋梁の重要度や健全度などから優先順位や費用算出をマネジメントし構築する。
- ・「長寿命化修繕計画策定事業」に基づき、平成20～23年度に点検を実施。
- ・橋梁64橋のうち、コンクリート橋30、鋼橋が34橋。
- ・15メートル未満が21橋、15メートル以上43橋のうち100メートル以上が2橋。
- ・経過年数20年以下16橋。40年以上は10橋、10年後には34橋、20年後には51橋となる。
- ・15メートル以上43橋のうち、コンクリート橋16橋、鋼橋27橋。判定cは30橋、dとeで6橋。
- ・15メートル未満21橋のうち、コンクリート橋14橋、鋼橋7橋。31年以上40年未満が11橋、5割を占める。
- ・判定で要追跡調査ランクa～cが16橋、要保守検討ランクd～eが5橋。
- ・調査に基づいて長寿命化計画を策定予定。

以上のような説明を受けたが、質疑については、実務担当者が急な出張のため議論を持ち越すこととし終了した。

5 地域おこし協力隊について

(平成25年 5月17日開催)

担当課より資料に基づき説明を受けた。

- ・人口減少、高齢化が進む地方へ地域外の人材を誘致し、人材が定住定着することで地域力の維持・強化を図る等の事業。
- ・おおむね1～3年農林漁業の応援や、各種地域協力活動へ従事させる。
- ・総務省の支援は特別交付税による財政支援。
- ・対象市町村は過疎市町村等で、隊員となる者は都市に住所を有する者。
- ・財政支援は、隊員1人400万円、新たに募集等経費として1町村200万円。
- ・活動地域は（羽幌・天売・焼尻）3名が協力して行う。
- ・各産業団体、商工会、観光協会の協力を得ながら実施。

以上のような説明を受け、質疑を行った。

【質問】1週間で29時間以内の勤務とは。

【回答】非常勤勤務と規定しているため。

【質問】計画立案から実行まで担当させる意味とは。

【回答】町外者の視点で見ってもらうため。1人で責任を負わせるわけではない。

【質問】活動を通して3年後に羽幌に住みたいと思うような仕組みをどうつくるのか。

【回答】事務的ではなく、現場を大事にした業務にしたい。関係団体と協議しており、まずは団体へ出向いてもらうのが一番かと思っている。

【質問】募集活動は、同時に羽幌町のPRの機会だと思う。募集等経費200万円を有効に活用し、早急に準備してほしい。

【回答】200万円には旅費等やコーディネーター料を含み、全て広告費とするのは難しい。

【質問】コーディネーターとはどのようなものか。

【回答】NPOなど、活動をサポートする立場の人や団体。

以上のような質疑を行い、終了した。

6 ハートタウンはぼろの経営状況について（平成25年 6月 3日開催）

担当課より資料に基づき説明を受けた。

平成24年5月24日～25年5月22日までの間に行った協議経過と町の活動内容の説明を受ける

—「主な主旨内容」—

- ・ハートタウンは、平成17年に中心市街地ににぎわいの再構築や地域の住民の生活圏の形成、地元消費の拡大による地域経済の活性化を目的に、国、北海道、町の支援により開設したが、核店舗の1階が撤退しテナント料の減少により会社経営が厳しい状況となっている。これまで道内の多くの大手食品スーパー等の誘致に努力してきたが、残念ながらその成果に至っていない。
- ・平成25年4月22日会社から経営計画案、4案の提示を受ける
 - 1 施設を町に売却し、経営は会社が継続する。

- 2 施設を町に売却し、会社は解散する。
- 3 後継テナントが決定するまで、町が空きスペースを賃貸する。
- 4 有利子負債を町から借入金で繰上償還し、金利負担の軽減を図る（町への返済方法は未定）

・平成25年5月22日支援要請書が提出され、経営計画案は上記の4案を仮定している内容。

—「経営分析結果～町が中小企業診断士に委託」—
(5案を想定)

- 1 現状の経営状態のままで会社に対し町が支援する。
- 2 法的手続により再生を図る（民事再生）。
- 3 自力での再建を諦め自己破産手続を行う。
- 4 債権を圧縮して事業継続を図る。
- 5 町が資産を買い取り町有施設として再生を図る。

以上のような説明を受けて、質疑を行った。

【質問】 町の方針をどのような手続で示していくのか。

【回答】 会社の経営改善計画の提出があってから検討したい。株主総会では、会社側が再生検討委員会を立ち上げる方向で議論されていた。

【質問】 町が買い取った場合、補助金返還もあり得るとの説明だが、利用目的が変わらなければ補助金返還はないのか。

【回答】 経済産業省のリノベーション（商業集積）についてはテナントのメインとして町が入ると、商業集積と認められるかどうか難しい。国交省の優良建築物は、建物の機能を有していれば補助金返還はないと判断している。

【意見】 再建計画の提出があり、町の判断が出た段階で常任委員会へ報告してほしい。

以上のような質疑を行い、終了した。

7 焼尻めん羊牧場における緊急雇用対策について（平成25年 6月 3日開催）
担当課より資料に基づき説明を受けた。

- ・焼尻めん羊牧場の出荷頭数の頭打ちは、労働力不足によるところが大きく影響していることから、今後の営農ノウハウの継承による後継者育成、人材確保、販路拡大に向けた活動を実施する。
- ・国の平成24年度補正予算「緊急雇用創出推進事業特例交付金」を活用。
- ・国の補正予算のため、緊急課題として5月28日付で専決処分を行った。
- ・補助申請額は953万円、国の100%補助（人件費805万円、販売促進費103万円プラス消費税）。
- ・人件費は、新規雇用者2名分と既存雇用者2名分の一部、計4名分で申請。
- ・現在、コンサルで現状分析を行っているが、本事業は単年度事業で、方向性が定まった段階で改めて検討したい。

以上のような説明を受け、質疑を行った。

【質問】公募は、来年度以降も牧場継続の前提か。

【回答】どのような結論になっても生き物を飼っている以上、すぐに牧場廃止とはならない。町営で整理しなければならない場合も含め、従業員は必要。

以上のような質疑を行い、終了した。

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

○議長（室田憲作君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、森淳君。

○文教厚生常任委員会委員長（森 淳君）

平成25年 6月13日

羽幌町議会議長 室 田 憲 作 様

文教厚生常任委員会

委員長 森 淳

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

- 1 委員会開催日 平成25年 4月11日
平成25年 4月17日
平成25年 5月13日
- 2 所管事務調査事項 (1) 就学前施設のあり方について
(2) 羽幌小学校建て替え事業について
(3) 離島の学校について
- 3 調査結果及び意見 別紙のとおり

所 管 事 務 調 査 報 告

- 1 就学前施設のあり方について (平成25年4月11日開催)

町内にある2つの幼稚園への「認定こども園」に関する移行調査結果について、泉学園は早期に整備していきたいと考えていること、カトリック学園は当面の計画はないものの、諸条件が整い、園舎改築に至った場合には移行も視野に入れるといったことなど、福祉課から説明を受け、質疑を行った。

【質問】現在の乳幼児の預かり開始年齢は何カ月からか。また、障がい児保育、一時保育の実態はどうか。

【回答】乳児の首が据わったところで、おおよそ6カ月ぐらいからとなっている。障がい児については、泉学園、藤幼稚園とも、町立保育園と同じ条件で実施している。一時保育は町立では現在実施していないが、泉学園では新たに実施する。

【質問】現在の就園者数は何名か。

【回答】町立保育園が41名、苫前勤務者での広域入所が2名、まき幼稚園が88名、藤幼稚園が35名。エルムは把握していない。

【質問】 就園者数では減っている傾向が見られず、今後、もし保育料が無料化になれば、さらにニーズも出てくるのではないか。

【回答】 将来的には減っていくが、当面は現状維持であろう。

【質問】 民間事業者選定委員会は設置するのか。

【回答】 町外から業者が入ってくるようなことがなければ必要はない。

【質問】 移行に当たって、保育士の確保を心配するが、泉学園が計画している170名定員の場合、何人の保育士が必要か。

【回答】 12名プラスアルファが必要となる。現状8名のほか、2名の確保はできており、ある程度のめどはついていると聞いている。

【質問】 審議会で「選択肢がなくなるのでは」との質問に、事務局では「1カ所では考えていない」と回答しているが、藤幼稚園が移行しないとなれば現実に1カ所になるのではないか。

【回答】 町の考えはあくまで2カ所を希望している。確かに藤幼稚園が実施しなければ、保育所は1カ所となるが、園舎の建て替えて2カ所になる可能性がある。

【質問】 2カ所必要との認識であれば、藤幼稚園が実施するまで町立を3年間だけでなく残すというようなプランはあるのか。

【回答】 3年間というのは今の保護者の不安を取り除くための措置で、藤幼稚園を待っているわけではない。

以上のような質疑を行い、さらに藤幼稚園の動向調査、エルムの現状と今後の意向調査、また、全国的に保育士が不足する実態の中、どのように確保するのかなどの調査を求めて終了した。

2 就学前施設のあり方について

(平成25年4月17日開催)

会議の冒頭、副町長から羽幌保育園の閉園について、「多くの意見や不安視する現状を踏まえ、基本的な方針を変えるものではないが、これまで提案していた3年間の並行運営にこだわらず、平成26年度は現状のまま新規募集を行い運営することとし、さまざまな角度から検討する時間をいただき、閉園の時期について判断させていただきたい」との説明があった。また、前回委員会での質問に対する基本的な考え、民営化及び幼保連携型認定こども園移行の考えと施設整備のための予算額などについての説明も福祉課から受け、質疑を行った。

【質問】 方針を変えないのであればいずれは廃園になる。施設が劣悪なままでは親御さんたちも居づらいただろうし、職員もいつ廃園になるのかわからないところで臨時のまま勤めるとするのはどうなのか。町の方針や保育のあり方そのものを検討することとならないのか。

【回答】 審議会の意見を踏まえて民営化の方針を出したところであり、この時点で根本的なところからもう一度とは考えていない。しかし平成26年に募集し、場合によっては27年もそのまま運営となるかもしれない、そのような状況を見つつ、進め

ていきたい。

【意見】 民営化方針そのものに反対する。

【質問】 閉園の期日を決めなくても、泉学園のこども園が開園すれば、片や新しい施設、もう一方は古い施設で、結果は見え見えと言わんばかりではないか。

【回答】 親子がどちらを選ぶかまでは読めないが、とりあえずは選択肢ができると理解してほしい。

【質問】 町立は今後も募集する可能性があるとのことだが、施設はあのままなのか。

【回答】 施設を建て替えるまでは考えていない。維持補修費を計上しながら運営していく。

【質問】 動向を見ながらとのことだが、もし町立の入園児がふえていった場合、公立は存続するとの含みを持っているのか。

【回答】 それを全て排除するものではない。ただ、今ここで否定も肯定もできない時期と理解してほしい。

【質問】 予算計上に当たっては、昨年のように事業者からの計画提出があつて予算が上程されるのが原則ではないのか。

【回答】 前は町立が存続している中、泉学園は町と別として申請がされた。今回は町の意向、方針を含めて考えており、町の予算が通らなければ実施設計に進めないのので、今回についてはこのような計上をさせていただくこととなっている。

【質問】 幼保連携の一貫型では幼稚園になると料金が変わるのではないかと心配があつたが、今度は今の保育料の算定方式のままとなるのか。

【回答】 平成27年からの予定だが、新法では町村が決定することとなり、今の段階でも一般的に示されている金額と変わらないと考えている。

【質問】 3歳から保育園は幼稚園と連携協力していくこととなるが、行事等がふえて負担もふえるのではないかと心配があつた。新たに発生したものは町が補填することになるのか。

【回答】 具体的には何があるかわからないが、保育園は今までと同じ事業を実施してもらうと考えている。

【質問】 泉学園の施設の内容や保育指針について、いつ示されるのか。

【回答】 図面等については道の認可で確定するので、予算が通つてからの設計となり、予算計上時には示すことができない。教育指針も申請時に提出されてくるので、その段階での提示になる。

【意見】 過去の土地の問題に始まり、最近では審議委員や法人理事の件もあり、どうしても不信感が拭えない。もう一度、公立での建築も含めて議論してほしい。

以上のような質疑を行い、終了した。

3 羽幌小学校建て替え事業について

(平成25年5月13日開催)

校舎建て替えのスケジュールについて、今年度は基本設計、26年度には実施設計で、工期は27～28年度となる予定であることなど、学校管理課から説明を受け、質疑を行

った。

【質問】 予算規模としては12～13億円とのことであったが、上限は考えているのか。

【回答】 基本構想の中で特殊基礎や解体費は別途としており、さらに膨らむ余地がある。現在、防災の話もあり、かなり増額になる見込みだが、上限のめどについてはまだ検討していない。

【質問】 補助率55%に解体費も含むのか。

【回答】 建設費のみの対象で、解体は別である。起債等を調査して考えていきたい。

【質問】 基本設計委託業者への選定条件では、常任委員会に示したシミュレーションが基本となるのか。

【回答】 23年度策定の基本構想を基本に、各方面に意見を求めながら進めていきたい。

4 離島の学校について

天売高校については、校舎改修の経過や今後の予定、生徒の在籍状況など、焼尻小中学校と天売小中学校については児童数推定値などの説明を受け、質疑を行った。

【質問】 昨年の視察で天売高校を訪問した際、職員室への西日がきついの話があった。当校へ打診するなどして、強い希望であれば善処してほしい。

【回答】 機会を捉えて確認していきたい。ただし、予算も限られており、選択が必要な場合は学校の判断に委ねる場合もあり、後回しになるかもしれない。

【質問】 漁業者も減少してきて、徐々にサラリーマンの割合が多くなってきている。転勤してくる各職場へ子供がいる人を配置してほしいとの要請はできないものか。

【回答】 実現はできていないが、機会を捉えて要請はしている。

【質問】 焼尻では27年度、28年度と、小中ともに休校となるかもしれない。そうなっても建物の維持は必要であり、交付税措置の関連や、町としてどのような管理をしていくのか。

【回答】 交付税については確認したい。休校になった場合には、管理人を置いて維持管理していきたい。職員住宅も、必要時の立ち退きを前提に、一般利用も対応したい。いずれにしても、閉校になったのでそれまでではなく、今後また使用することを前提に維持管理をしていきたいと考えている。

以上のような質疑を行い、委員会を終了した。

以上、文教厚生常任委員会の所管事務調査報告といたします。

○議長（室田憲作君） これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（室田憲作君） 日程第4、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

順序は次のとおりです。4番、寺沢孝毅君、2番、金木直文君、以上2名であります。

最初に、4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 私からは、新フェリーターミナル、漁協へのアクセス道路整備について質問いたします。

本年4月より中央埠頭の新フェリー岸壁の利用が始まり、新フェリーターミナル、漁協本所事務所、荷さばき所、直販施設きたるの運用が始まりました。はぼろ温泉サンセットプラザやバラ園、北海道海鳥センターなどのリバーサイド施設と一体化した観光ゾーンとなり、新たな人の流れや観光への好影響が期待されております。しかし、中央埠頭と国道を結ぶアクセス道路が未整備のまま整備の方向性すらいまだに示されておられません。この問題は、一般質問や常任委員会などで長期にわたり議論してきましたが、昨年9月の私の質問に対して町長はシンプルで行き来しやすい2条通りと福寿川沿いルート整備が望ましいとし、年度中にも年次を区切った計画を示したいという答弁がございました。しかし、本年3月の予算委員会でこの点を質問したところ、町側の検討が進んでおらず、喫緊の課題という認識を述べるにとどまりました。フェリー、漁協関係者からは早期の整備を望む強い声が聞かれるのはもちろん、町民からも現状への疑問の声を多く聞くようになりました。さらに、観光客が間違っって旧フェリーターミナルへ行くなど不案内に関するトラブルも起きています。また、新施設の祝賀イベントに参加された町外来賓の方からも現状のアクセスの悪さへの指摘や整備のおくれへの疑問の声を漏れておりました。以上のことを踏まえ、次の質問をいたします。

1、国道から新フェリー岸壁までのアクセス道路の整備について、まちづくりの観点からどのような検討を進めているのか。

2、年次計画策定の進捗状況はどのようになっているのか。

以上、2点について質問をいたします。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 寺沢議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の国道からの道路整備について、まちづくりの観点からの検討及び2点目の年次計画策定の進捗状況についてであります。内容が関連いたしますので、あわせて答弁させていただきます。

天売、焼尻島へのフェリー航路の利便性向上と水産物の物流機能確保、観光や地域間交流の拠点として中央埠頭への道路を複数ルート検討しておりますが、現在担当課においては関係機関に対し、国道から直接中央埠頭に進入するルートの可能性について確認しております。公園通り南線ルートの拡幅改良につきましては、道路構造令上、橋の取り付け

部分に平面交差を設けることは視認性を確保するため極力避ける必要があるとされております。また、警察署からは現河川が公園通り南線側の橋梁の下を流れていることから、冬期間においては凍結の危険性が高く、公園通り北線側のように下に水流がないものとは違うとの認識により、交通安全の面から認めづらいとの見解が示されております。本ルートにつきましては、地域における利便性向上を考慮し、現況幅員による防じん処理のための舗装整備を本年度に行うものとしております。また、以前お示しした南側堤防通りS字改良ルートにつきましては、南1丁目5間通国道交差点からS字改良ルートまでの交差点間隔は70メートルであり、道路構造令上では80メートル以上の間隔が必要とされており、警察署からは当該平面交差道路の場合についても羽幌橋への勾配があることによる見通しの悪さを指摘されております。このため、今申し上げました2ルートにおける大型車両の通行を想定いたしますと、公安委員会の確認も必要となりますが、交通安全面からは難しいとの見解が示されております。

その他複数ルートにおける整備といたしまして、南2条通りの道路改良を行っておりますが、23年度に2丁目区間、本年度3丁目区間の路盤整備を終えて来年度1丁目区間の一部を改良し、全面終了する予定であります。軟弱路盤とのことから、大型車両の通行に難がありました。来年度の整備をもって道道から中央埠頭へ通行するルートの一つとして利用可能なものと考えております。また、羽幌港長期計画基本構想にありました南1条通りからのルートにつきましても複数ルートの一つとして開発建設部等の関係機関と協議を開始したところであります。これらの状況から、喫緊の課題として調整を進めておりますが、現時点においては具体的な年次計画をお示しできない状況にあります。

以上、寺沢議員への答弁とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） それでは、質問いたしますけれども、私は同じテーマで平成24年9月の議会のときにも質問しております。それで、そのときも長い間中央埠頭へのアクセス道路についてちゃんとした方針が示されないの、議会の場できちっと方針を示してもらってほしいという関係機関とか町民の方々の声を受けて私は質問をいたしました。その結果、福寿川沿いの道路、それから2条通、この2つについて検討していきますよという、これは概略ですけれども、そういうような回答をいただいて、できれば年度内にも説明をしたいという、そういう答弁で終了したわけなのですが、その後それから9カ月たつわけです。まだちゃんとした方針が出てきていない現状であります。今回いただいた答弁も新たな項目は多少出てきてはいますけれども、大きな前進とはまだなかなか言えないというふうに思います。9カ月の間、どのような検討をされたのか。例えば開発建設部との協議がどの時点で行われたのか、それから役場庁舎内でどのような会議の場でこの議題が議論されたのか、そういうことを具体的にまずちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） お答えいたします。

昨年の9月の議会から3月までの部分で、道路に関するルートに関しまして一応引き継ぎは受けまして、私は4月からで、その部分について何ルートかございます部分で雪解けが間近になって、それから歩いて担当者とそこを確認しながら、確認をして担当課だけで今とりあえず開発と調整をしているところでございます。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 今の答弁では、昨年の9月から今年の3月まで何もされていなかったということよろしいですか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） 一応何点かルートはこういう部分でありますよという引き継ぎを受けております。引き継ぎを受けても私どもきちっと現況を見ておりませんので、それを確認するという意味で4月から始めておりました。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 今の課長、原課での動きのお話がありましたけれども、私のほうでこの道路事業、留萌開発建設部等、また北海道開発局ということでのかわり、港湾も含めてかわりが大変深いところもありますので、そういった意味で昨年の秋口に北海道開発局にこの旨、少し相談をかけました。というのは、さまざまな新設の道路をつくるということと、また港湾に絡めた補助制度だとか、いわゆるさまざまな建設の手法というか、進めていく手法というのがありますので、我々の範疇から少し外れる物の考え方がどこかに新たなものがないだろうかということがきっかけでありました。そういった意味で、北海道の開発局のほうにお話を持って行って、その中で留萌開発建設部とお話し合いがなされ、そしてそれと同時に今課長のほうからお話があったとおり、うちのほうからも直接留萌開発建設部のほうにそのさまざまな可能性ということも含めたいい考え方がないだろうかということも含め、そしてその手法、金銭的にも考え方によっては莫大な事業費がかかるということもありますので、そういうことを含めたことが昨年の秋口には動いていたという状況もございます。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 昨年の秋口には動いていたという町長のご答弁がございましたが、この手のお話というのはまず担当課が例えば留萌開発建設部ですとか、あるいは警察署だとか、場合によっては公安委員会とか、それからあと関係機関としては留萌振興局もございますよね。そういうところに具体的な話を持って行って、そしてその具体的な話に対してきちっとした回答をいただくというやりとりが当然あってしかるべきだと思うのですが、町長はいろんな機会ですういう関係機関の方、トップの方とお会いする時間があるというのは承知しておりますが、そういうときに口頭でお話をするというのではなくて、羽幌町役場の担当課の例えば課長なり、そういう方が出向いてそういう話をきちっとして回答をいただいているという、そういう経緯はありますか、昨年の9月から本年3月

まで。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） 引き継ぎの部分の中にはない状況です。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 私は、昨年9月にそのような中身の提案をしております。道路をつくる場合に開発建設部との協議が必要ですよと、安全面については公安委員会との協議も必要ですよと、それから道道の認定を変えてもらう場合には留萌振興局との協議が必要ですよと、それを全くやられていないということは、これはどういうことなのでしょう。業務が多忙で手が回らなかったのか、その辺どうお考えでしょうか。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時14分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長、石川宏君。

○副町長（石川 宏君） 事務的な部分もありますので、今ちょっと確認をしておりますけれども、まるっきりしていなかったという状況ではなくて、財務、当時の副町長、総務政策会議の中で9月以降このルートについてはどうだという話は議題に上っておりますけれども、今聞く限りちょっと日程ははっきり今申し上げられませんが、具体的な結論を出すには至ってなくて、その後4月以降、今担当課長が申し上げた状況の中で今に至っているということでもあります。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 私、この件に関してはなかなか進まないの、非常に実はちょっとした不信感を持っているのです。ですから、きちっとした会議を持たれたのであれば会議録だとか議事録だとか、そういうものは残っていますよね。それから、ちゃんと開発局だとか警察署だとか、そういうところにお伺いを立てたとすれば、それについての記録も残っていると思うのです。記録に基づいて答弁をしていただければありがたいと思います。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時18分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長、石川宏君。

○副町長（石川 宏君） 済みません。内部で担当課長というか、全ての課長が集まって

いるまちづくり政策会議というのが庁舎内にございますが、12月26日に福寿川沿いの道路整備というようなことで会議を持っております。その中でいろいろな寺沢議員からそのときの取り上げられました質問の中または町の考え方、その辺を取り組むというような答弁をもとに内部で打ち合わせをしておりますが、結果的にいろいろと調査をすると、検討課題とするというふうなこと、道の駅と中央埠頭のエリアとホテルの間、また今の現状の南線通りの状況などを協議をしておりますが、結果的には継続的なもう少し検討をするというようなことでその場では終わっております、そのほか今担当のほうにも聞きましたが、具体的に開発建設部等との上部機関とのやりとりはしていなかったというような状況であります。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） そういう関係機関とのやりとりをせずに内部協議だけでは、話は進まないのではないのでしょうか。私は、9月の議会ของときそういう関係機関とのきちっとした話をもとに早く進めるべきだという、そういう中身の質問をしたのですが、それができなかった理由というのは一体どういうことなのでしょう。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 先ほど申し上げましたとおり、時系列的に並べていくとどこかでお話が全く流れがおかしくなっているという現実がございます。確かに私のほうは、先ほど言われたとおり上のほうでの話し合いの中で抱える問題ということで一定の方々とお話することもありましたし、向こう側からいろんな相談に乗りますよということもあったことも事実であります。しかしながら、それを議事録でとってあるわけでもないですし、そういった意味では流れはなかったということです。そのことについては、担当課とも今開発にお話ししてきてあるぞというようなことで申し上げていたつもりではありますけれども、結果的にはうちのほうが腰を上げて足を運んで留萌なり開発局なりというところの論議がなかったということで、一方で中で橋の麓のアクセス道路ということで非常に悩んでいながら、より以上の管轄の責任者でもあります開発等の論議が進んでいなかったということにつきましては、本当に我々の対応が不十分という状況であったと思います。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） それぞれいろいろな広い業務を抱えての日常かと思います。その辺は理解いたしますが、やはり喫緊の課題ということで取り組もうとしているわけですから、もう少し町長のリーダーシップのもと、具体的に話が進むようにこの場で強くお願いをしたいと思います。

それで、答弁の中身にちょっと触れたいのですが、国道から直接中央埠頭に進入するルートの可能性について、今確認中という答弁がございました。確認中というのは、いつ誰がどこに問い合わせているのでしょうか。そして、いつどこから回答が来るのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） お答えいたします。

5月に警察のほうに今の国道に接続するルートの部分について相談を申し上げまして、警察のほうから公安委員会のほうにどのような相談をしたらいいかという内容を聞いて、最近なのですが、その部分で今旭川の方面本部のほうにその内容を示しておりますので、そのままうちのほうで今これから、議会終了後になりますけれども、相談をまた持ちかけてみたいということになっております。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 答弁で示されたのは、公園通り南線ルートの拡幅改良ということについて、これはいわゆる福寿川の堤防沿いの道路のことかと思えますけれども、それからもう一つは南側堤防通りS字改良ルートというルートですよね。つまりこれは、国直轄事業として開発局から示された用地買収等をして堤防から国道にS字のように曲がってすりつける、そういうルートだと理解しますけれども、この2点のルートについて視認性の問題、それから南線側の橋梁下を川が流れている、これで冬期凍結なので認めがたいとか何とか答弁がありましたけれども、それらについて警察が今回答をしてくるということではよろしいですか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） うちのほうで旭川の方面本部に行ってお相談をするという予定になっております。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） それから、南側堤防通りS字改良ルートを例えば進めようとした場合に、南1丁目5間通国道交差点から70メートルの間隔しかない。80メートルでなければ規則上というのか、ルール上だめなのだというような、そういう回答もありましたが、これは今私初めてこの内容は見たなというふうな感覚なのですけれども、これはいつどこからのお話でこういうことが判明したのですか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） 5月に羽幌の道路維持事業所でこの今の道路についてご相談申し上げて、その段階で国道に接続する部分については道路構造令上、こういう例えば交差点間隔が70メートルの部分のところだと道路構造令上では80メートル以上の間隔がないと交差点の接続ができないよという、改良できないよという内容を示されています。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 道路維持事業所というのは、これは開発局の関連かと思われませんが、そもそもこの案を提示されたのは留萌開発建設部ではないのかなというふうに思うのですけれども、同じ開発局内で何かちょっと認識がずれているように思いますが、例えば留萌開発建設部あたりにきちっと確認はとっているのでしょうかね、こういう案件については。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） このときご相談したのは、このS字改良道路と、あわせて福寿川の部分も、福寿川道路の部分についてもご相談したところで、道路構造令上どちらとも視認性が悪いですとか、そういう勾配があって、その間隔もあってとかいう部分で、どうしてそういう部分があるのだらうということでも詳しくお話を聞いた段階ではそういう内容をお聞きしました。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 今後検討を進めていく上で、そういう一つ一つの情報をきちっと整理されて、そして計画に生かすということを着実にやっていただきたいなというふうに思います。

南2条通についてちょっと触れたいと思いますけれども、来年度整備が完了して大型車両が通行可能な道路になるということで、ここは1つ有力なアクセス道路になるのだなというふうに思うわけですが、そこで道道の指定をぜひともこちら側の南2条通に持ってきてはどうかという提案も私、昨年9月議会でもしております。そのとき町長は、同じ考えですよという答弁をしているのですが、これも留萌振興局に申請するのは3月までとなっています。もう終わってしまいましたから、来年の3月に向けてそれもきちっと着々と相談しながらいろいろやられてはどうかと思うのですけれども、この点いかがですか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 確かに道道に申請というか、組みかえしてはいかがかなというお話がありました。その後、これから議員のほうからお話が出てくるのかもしれませんが、南1条の関係で、これは当初本当に具体化というか、いろんな意味で取り組みとしては出てきたことはありますけれども、ちょっと立ち消えになっていた部分でもあります。いろんな検討のし直し、見直ししながら南1条のほうに、この場で言うというか、私個人の今現在の見解として南1条にも確かに大きな問題はございますけれども、この部分で交渉することになると漁協が中心になるというふうに思いますけれども、いろんな可能性をよりよいアクセスする道としては考えられるのではないのかなということが一方では考え方として今あります。そういったことも含めてこの道道、道道としてはたしか路線延長という形にはしたくないということで、同じ距離で交代するならいいですよという基本的な考え方はあるみたいです。そこは聞いてまいりましたけれども、そういう可能性もある中でちょっと私今二の足を踏んでいるというところもございます。今からすぐやるということについて、そういうところもご理解いただければなというふうに思います。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 今町長からありました南1条通り、これは当初からそこはアクセス道路ということが議題にあったと思うのですけれども、製氷施設だとか、あるいは岸壁を漁業者の方が頻繁に使用するというので、そこは不適切だということで議論から外れていたのですよね、ずっと。それがなぜ今ここでまた議論にのったのか、その辺の

経過というのは全く答弁の中で触れられていないのです。私もうちょっとそこら辺きちっと触れるべきでないのかと思うのですけれども、経過をお知らせいただきたいと思います。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） 1条通りに関しましては、4月の下旬に漁協さんのほうと国道に出るルートの部分も含めましてですけれども、いろいろご相談しまして、何回かご相談している中で1条通りの部分の中で製氷機がある部分、貯氷倉庫がある部分、その手前の部分のエプロンの部分なのですが、かなり傷んでいる部分もあり、そしてその部分を改修しなければならない部分が出てきております。その部分を埋め立てしながら改修することは、ちょっと狭隘であってできないという内容があって、その関係から製氷機を移転するような形で道路を持っていけないかというような内容で今この辺を調整しながら開発とも話を打ち合っているところです。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 漁協の施設を移転補償するということになると、かなり経費的にもかかってきたり、それから時間もこれはかなり要するのではないのかなと、そういう心配がありますが、それについてどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） 現在南港湾のほうの今整備にもかかっていますが、開発にその部分もし可能であれば、その辺を一緒にできるものなのか、期間的なものも確認しながら進めたいなというふうにご相談をしています。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） 開発に相談をされているということは、国の直轄事業のような形でできないかというような問い合わせをしているという意味でしょうか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） そのとおりでございます。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） この経緯も今後進展があれば、きちっと報告していただきたいですし、それから関係機関の漁協とも十分協議しなければまた長引くことになりますので、その点よろしく願いいたします。

今回アクセス道路について質問をしているのですが、やはりアクセス道路というのは標識とか、それから周辺的环境、道路沿いの環境なんかもきちっと整備しなければなりません。例えば1条通りの旧漁協側かな。まだ古い標識がありまして、旧フェリーターミナルの案内板がまだかかったままだったりとか、それから稚内方面から来る方には全くと言っていいほど新フェリー埠頭あるいは漁協方面、案内がなかったりとか、現状もあっても小さくて目にとまらないような状況があるのです。これは、新年度始まったら早急にそういうものを整備するという事で予算委員会でもたしかそういうやりとりがあったと思うのです。本来であれば、昨年度末あたりに国道沿いにも標識が立つべきだったのですが、例

えばいろんな施設の埋設があったりとかでそれができないということがわかって、新たにいろいろやっていると、そういう報告を受けていますけれども、ちょっとそれもおくれぎみなのではないでしょうか。その辺どうなっていますか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） 案内看板につきましては、不案内ということでご指摘も受けております。この看板につきましては、5月17日から7月の26日までの工期で今取りかかっている状況にあります。新設の看板につきましては5カ所ということで、それと既設の看板を取りかえるのが2カ所、議員おっしゃっておいりました1条通りの部分ですとか、あと国道の東京花屋さんの部分になりますけれども、そこの既存の部分で交換ということになります。あとは国道、稚内側からにつきましては旧中村商店さんのところに1つ設置されることになります。それと、道道部分の萌州建設さんの真向かいのところに、船揚げ場のところの横に1つ設置し、それから1丁目5間通の関口さんのところの裏側になりますけれども、そこに1カ所、それと吉本電装さんのところに1カ所設置ということになってございます。それと、福寿川のほうにも1カ所設置することになっております。

○議長（室田憲作君） 残り時間あと3分となりました。

4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） アクセス道路周辺の環境ということでちょっと見てみますと、例えば道路周辺のごみとか、それから置かれているものの整理整頓、それからさらに漁協側に行きますと、ちょっと非常に見た目が悪い盛り土があるのです。あんなのもやっぱり整理すべきだと思いますし、その辺の環境整備についてはどのように考えておられますか。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） 漁協前の背後地の部分の盛り土のことだと思いますけれども、それは漁協からもお話があって、飛散する部分があってかなり漁協施設自体も汚れている状況があって、かなりお話も来ています。その部分については、理事者の理解もまだもらっておりませんので、今後早目にそれを撤去するというような形、また飛散防止だとか、対応するようなことを今理事者と話めたいなと思っております。

○議長（室田憲作君） 4番、寺沢孝毅君。

○4番（寺沢孝毅君） あそこは鮮魚を扱う荷さばき施設ですから、やっぱり衛生的にも問題ありというふうには私は思いますので、対処をお願いしたいということと、最後に町長、私この問題についてはやっぱりもう一回きちっとふんどしを締め直してというか、きっちり取り組んでいただきたいと思いますが、今後この問題を進めるに当たってどれぐらいをめぐりにどのような説明をされるのかというお考えがあれば最後にお示しいただきたいと思えます。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 今のいろんな問答の中で現状の姿というのもやはりなかなか結論が出せないというか、いろんなところでおくれてきておりますし、一方ではもう動いてい

る離島観光も含めて漁協の施設の動きも含めて環境整備と、そしてアクセスする道路の利便性も含めたいろんな安全性も加えて早急に取り組まなければならないというふうに思っております。今申し上げましたいろんな複合的な道路で混雑解消、またアクセスのいい港へ行く、漁協へ行くというところの中で解消を図っていききたいというようなことも申し上げたつもりであります。しかしながら、やはりでき上がったものの中でいろいろ動きを見ておりますと環境が余りにも整備されていないというか、そういうところも多々見られますし、きわめつけはやはり漁協のすぐそばの盛り土だというふうに思います。そういった意味では、整理することはもちろんでありますけれども、そしてアクセス道路につきましてどの道路が一番いいのかという本当にテンポとしては遅かったということは認めざるを得ないと思います。また、問題点も少しずつというよりも次々といろんな金銭的なもの、また期間的なものも含めて、また法令上のことも含めていろんな問題点も明らかになってきております。そういった意味で、早くそれらに対する結論を出しながら、そして最後に南1条という1度出たものが消えた。対象者は、北るもい漁協ないし漁業者の方々ということになるのでしょうかけれども、そういった意味では国の直轄工事とあわせて中でどれだけ効率的な仕事が我々としてできるのかということも踏まえながら、今北海道開発局も含め、留萌開発建設部も含め、そして先ほど言われた北海道との関係も含めながら一つ一つ具体的な動きとしてお示ししていきたいというふうに思っております。

○議長（室田憲作君） これで4番、寺沢孝毅君の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、私から大きく2点について質問をいたします。

まず、1点目です。工事発注に係る入札資格の要件について質問をいたします。前定例会における一般質問での私が質問した建設工事の発注方法についての質疑において、工事代金から滞納分を差し引いた件に関し、町長答弁では法律の規定に基づき適正に執行された、財務課長からは一般論と前置きして羽幌町が債権を持っているのであれば、それは法律にのっとった形でいろんな処分をして差し引きをすると答弁をされました。工事支払い代金から直接滞納分を差し引くやり方は、工事資材等の支払いにも支障を来すおそれがあり、適当な執行とは考えづらいのではないのでしょうか。そもそも債権差し押さえが必要となる事業者への工事発注そのものも問題視されると考え、以下質問をいたします。

①、平成21年8月の当該案件で適正に執行されたとする根拠について、関係法令とは

何なのでしょう。

②、債権差し押さえ手続はどのように行われたのでしょうか。

③、今後の工事発注のあり方として、町税等の滞納状況などに関連し、入札資格要件についてどのように考えているのでしょうか。

次に、大きなテーマ2つ目です。公営住宅への入居希望実態と対応について伺います。羽幌町の公営住宅建て替え整備については、住宅マスタープラン・公営住宅等長寿命化計画に基づいて中長期的な構えで建て替え、改修等の整備が進められ、現在は主に幸町団地において年に2棟4戸のペースで建築されています。しかし、この建て替えのペースでは新規の入居希望者が入居できる可能性は難しく、既設の公住もほとんどあきがなく、入居は厳しいと聞いています。そこで、最近の公住への入居希望の実態や今後の対応などについて以下質問をいたします。

①、昨年から今年にかけての入居募集状況はどうだったのでしょうか。

②、施設入所などで長期不在となっている場合、どのように対応されているのでしょうか。

③、新規入居希望者への新たな対応は考えられないのでしょうか。

以上、質問をいたします。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 金木議員のご質問1件目、工事発注に係る入札資格の要件等についてお答えをいたします。

1点目の平成21年8月の当該案件で適正に執行されたとする根拠について及び2点目の債権差し押さえの手続については内容が関連いたしますので、あわせて答弁をさせていただきます。また、法人及び個人について個別ごとの滞納処分については説明を控えさせていただきますが、通常債権差し押さえ手続とその根拠法令についてご説明いたします。

羽幌町に税金の滞納がある場合で、その者が有している債権がありますと地方税法の規定に基づき債権差し押さえ処分を行うこととなります。この場合の根拠法令につきましては、滞納している税金により地方税法の適用をいたしますが、例えば固定資産税につきましては地方税法第373条、町民税につきましては地方税法第331条などとなります。また、手続につきましては債権者である滞納者と債務者へ通知を行い、滞納分について収納することとなります。

次に、3点目の町税等の滞納状況などに関連した入札資格要件についてお答えをいたします。国、地方公共団体の発注する契約を競争入札に付する場合に、地方自治法施行令により一般競争入札や指名競争入札に参加する事業者には一定の資格要件を定めることができます。このうち公共工事を受注しようとする事業者は、経営規模や財務内容など経営に関する事項の審査を受けることが建設業法に基づき義務づけられております。指名競争入札につきましては、2年ごとの入札参加資格審査において経営内容等の基準を設け、著しい経営状況の悪化がないものの項目を審査する一要因として滞納の有無を調査しておりま

す。今後につきましても関係法令や運用基準等を踏まえ、適正に事務を進めてまいります。

次に、ご質問2件目、公営住宅への入居希望実態と対応についてお答えをいたします。公営住宅建て替え整備事業につきましては、平成21年度に策定した住宅マスタープラン・公営住宅等長寿命化計画に基づき整備を行っているところであります。5月末現在の公営住宅等の管理状況であります。市街地区135棟540戸、天売地区7棟15戸、焼尻地区5棟10戸で合計147棟565戸となっております。空き住宅といたしましては全体で103戸ありますが、そのうち政策空き家が82戸、入居可能住宅が市街地区20戸、天売地区1戸となっております。

1点目の入居募集状況についてであります。平成24年度は夕陽ヶ丘団地、若葉団地、朝日団地で合計15戸の募集に対し41名が、平成25年度も同団地でこれまで8戸の募集をしており、26名の方々が応募されております。

2点目の長期不在となっている場合の対応についてであります。長期入院や施設入所、出稼ぎなどさまざまなケースがありますが、入院等による長期不在の場合は事前に不在の届け出を行っていただくこととしており、その理由や状況によってご本人やご家族等と話し合いの上、明け渡しの手続きを行っていただくかの判断をしております。また、施設入所の場合は入所が決定された時点で明け渡しの手続きを行っております。

3点目の新規入居希望者への新たな対応についてであります。市街地区で20戸の空き住宅があり、老朽化は否定できないものの戸数としては充足していると思われまことから、現在のところ新規入居希望者を対象とした新たな公営住宅等の確保は考えておりません。なお、入居者募集において入居できなかった方々に対しましては、状況により他の入居可能な公営住宅等をあっせんしております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これより質問、答弁の時間は30分以内となります。

2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、私がお聞きした最初のテーマのほうの工事発注にかかわる件ですけれども、ご存じのとおり前回の定例会、3月定例会でも私はほぼ同等の内容について質問をさせていただきましたけれども、時間的な制約などもあり、まだまだ自分としても消化不十分といたしますか、まだ時間が足りなかったというところもあり、さらに深めた質問をさせていただきたいと思ひまして質問をいたしました。3月の一般質問の中では、ほとんど何を聞いても適正に執行しているというようなことだったかと思ひます。その適正という根拠法について今回お聞きしたところ、地方税法の2つ、町民税と固定資産税にかかわる部分の条例を明らかにしていただきました。地方税法のこの部分は、督促及び滞納処分にかかわる規定が述べられている部分であります。331条も373条もそれぞれ違う税金ですけれども、同じような形での規定になっていまして、納税者が滞納されているときには財産を差し押さえなければならないと、完納を求めるということを規定しているわけです。それで、

私はこの部分は確かにそうなのだろうと思います。この場で法の解釈云々をやりとりしても始まりませんので。ただ、私が3月にお聞きした21年の当時の工事は直接工事支払い代金から滞納分を差し引いたというものだったと思いますが、この部分、工事支払い代金から直接滞納分を差し引くことができますよという部分の関係法令、その根拠についてはどうなるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 町長からも答弁ありましたとおり、個別の案件ということではなくて、ごく一般的なことでの答弁となります。羽幌町として未納の税金があれば、それは先ほどお話したとおり地方税法の規定にのっとって差し押さえ処分をすると。差し押さえ処分をした中で税金を納めるという形になります。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） その差し押さえをすることになるということですけども、地方税法は非常に膨大な法律でありまして、私も全部はさすがに目を通すことができませんでした。その部分は、この答弁であった2つの条文に基づいて工事支払い代金から滞納分を直接差引いたということを説明されているものなののでしょうか。もう一回お願いいたします。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 工事代金から差引いたとかそういうことではなくて、例えば羽幌町に対して税金の未納があるというものと、それから羽幌町から支払いする債務があるという場合においては、それについては差し押さえ処分をして収納するというところのお話でございます。たまたま今回……たまたまというよりは今回個人町民税と、それから固定資産税ということでの例をたまたま2例示しただけで、地方税法においてはそのほかに都市計画税の根拠法令ですとか、軽自動車、国民健康保険税、税に関してあらゆる根拠が示されております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） この件についてですけども、まだちょっとはつきりわからないのです。差し押さえの手続きをとってということですけども、では一般的な形でもお聞きしますけれども、普通こういう形で固定資産税などに滞納があった場合はどのように差し押さえがなされるのかということをおもちょっと調べてみました。まず、督促をすると、納付期限までに納付してもらえない場合には督促状を送ると。督促状を出してもまだ納めてもらえないときには催告状を送付するのですね。催告状を送ってもそれでもまだ納付がされない、納めてもらえないときには滞納者がどのような財産を持っているのか調査を行うことができると。預貯金だとか、一般の方であれば給与であったり、不動産であったり、そういう財産の調査をすることができる。そして、それに基づいていよいよ差し押さえということになるのだと思うのです。ただ、差し押さえもいきなりではなくて、事前に差し押さえしますよという通知書を送ることになっているのかと思いますが、大体こういっ

た滞納者に対する差し押さえの一連の流れというのは、今私が押さえているようなこんな流れで間違いがないのか、もっと特別な事情があってこういう方法もあるのだということもあるのか、その辺確認したいと思います。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 今金木議員おっしゃったとおりの流れで間違いはないと思います。ただ、滞納をする方については法人も個人も含めてさまざまな事情があります。その事情を考慮しながら、今そのような手続を踏まえて本当に納めることができないのか、または納めることが可能でありながら、財産等ありながら隠しているのかとか、さまざまな状況がある中でこちらとしては納める手だてを探りながら納めていただく。ただし、最終的に納めていただかない形で悪質なものであれば、それは差し押さえ処分をしていくという流れになっていくと思います。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） そういう流れを押さえて、私がお聞きをしたい21年のこの当時の工事支払い代金について、こういった一連の差し押さえの流れをくんで行ったということなのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 金木議員、個別のことについて質問がされておりますけれども、私税務関係者として個別の案件について誰の税金がどうのこうのとか、どこの法人の会社の税金がどうであるとか、どんな滞納処分をしたということについてはお答えできませんので、どうかご理解願いたいと思います。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） その点なのですよね、3月でも私がちょっと首をひねったのは、確かに特定の事業者に対する問題ではありますけれども、問題は税金の問題ですし、滞納に対する町側がどのような方法をとったのかというのは、個別の問題ではありますけれども、やはり公にすべき問題ではないのでしょうか。この問題というのは、先月の臨時議会で泉学園の建設計画の土地にもなっているということもあって問題にしてきたわけですが、それはもう既に議決をされましたから、その点については触れませんが、当時の町の執行者としてやはりこういう滞納問題についてどのように対応するのかというのは、一つ一つの例をとって考えてみなければ明らかにはできないと私は思うのですが、ですからここでもうちょっと詳しく町のほうから報告があったとしても、当時の関係者まだいらっしゃるかもしれませんが、事業者としてはもうありませんよね。ですから、それほど個別の問題、個別の問題ということで覆い隠してしまうと、またさらに何か疑問といいますか、疑惑といいますか、そういったことに考えざるを得ないのでしょうか、私はそう思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 繰り返しになりますけれども、税務情報というものに関して

は私たち税務担当者としてそこで知り得た情報に関しては、個別ごとの案件についてこのものについてどのような滞納処分をしたとか、どのような税金が残っているとか、そういうことについてはお話しすることはできないということで改めてまたお話しさせていただきますので、その点についてご理解願いたいと思います。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） この当時のことについては情報公開されている問題だと思います。当時の支払い命令書ですか、それも情報は公開されていて、その中には債権差し押さえ148万9,000円という金額もきちんと明記されておりますし、ただそれがどこに振りかえられたのが黒塗りといいますが、伏せられていると。ただ、差し押さえた金額148万9,000円は税金であり、公金でありますから、この公金がどのように使われているのか、どういうふうにお金が動いているのかというのをきちんと明らかにする。ここは議会ですし、議員とすればそういう点も指摘したいと思いますし、公金の動き、流れについては町としても明らかにすべきではないのでしょうか。いかがですか。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 繰り返しになりますけれども、それらも含めて滞納処分ということでの中身になると思いますので、それらに触れることについてはお話しできませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） では、この件について情報公開したのは、なぜ情報公開をしたのですか。今日でもいいですが、後日でも例えばこの差し押さえをしたということであれば、その差し押さえの督促状なり、差し押さえ通告書なりの情報公開を求めるといった場合にはどう対応されるのか。出してみてくださいということなのですか。いかがですか。

○議長（室田憲作君） 財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 私のところは税務情報を取り扱っております、情報公開ということで担当はまた別部署になりますけれども、私のところにおいての税務情報についてはお話しできる状況にはないということでお話をいたします。

○議長（室田憲作君） 総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） 情報公開の担当の窓口という担当課からお答えしたいと思います。

ただいま議員お話のとおり、情報開示請求がありましたら今回ご指摘の部分につきましてはその関係部局と協議しまして、公開するかどうかを含めまして決定をしたいと思いません。

以上です。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） なかなかこういう問題は本当にはっきり答えづらい、町としても答えづらい問題なのか、答える必要もないと思っているのか、それは私としてははかり知

れませんけれども、ここでその手続がこういうふうに行われたとか、この件についての差し押さえた金額が幾らでということをはっきり答弁されない理由、個別の問題なのかといっても何で個別の問題なのかなということなのですが、幾らこの件について言っても押し問答になってしまうのか。当然ちょっと町長もやはりそういう立場というか、そういうお考えになるのでしょうか。いかがですか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 我々行政、本当に法令の中で動いているということが多いわけでありまして、この件につきましては担当課からのお話があったとおりのスタンスで私自身も同じでございます。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） そういうことであれば、今回もまた納得できずに保留ということになるのか、私としてもちょっとまた時間をとって考えてみなければならない問題だと思っています。

それで、3月の私の質問のときの答弁の中で入札の要件、入札の応募の要件の中で納税の証明書等はどのような規定になっているのかということをお聞きしたところで、その部分ではっきりと規則等にうたわれているものではなく、添付資料として町が求めてきているものだというふうにお答えになっていました。先日、町の例規集のホームページを開いてみましたら、今年、25年の4月1日付で羽幌町の契約、入札に関する基準要綱等が新たに載っております。例えば建設工事に係る指名競争入札参加時の指名基準など、こういった新しい基準や要綱が載っていましたが、この3月のときの答弁と4月1日以降にいろいろ4点か5点か、5項目があったと思いますが、この辺の姿勢、対応が変わった、姿勢を変えたということなのか、この点についてお願いします。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） 訓令の部分だと思うのですが、特に変わっている部分はございません。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） でも、日付を見たら25年4月1日付が最初の発付日というのですか、その以前にあったのかどうか私ちょっとチェックできませんでしたが、新たな規則とか新たな要綱ということのでつくれたのではないのですか。もう一回確認したいと思います。

○議長（室田憲作君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時30分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 指名競争入札の基準につきましては従来どおりありましたが、今年から新たに物品の指名競争入札ということで基準を定めながら入れ込みましたので、その部分については追加となっておりますけれども、関連分については従来どおりということになっております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） その中身で経営内容等ということがありますね。指名競争入札に参加する者は、次に掲げる共通的基準たる要件を満たしていなければならない云々とあって、その中の（1）、経営内容等というところで著しい経営状況の悪化や資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行がなされないこととなる恐れがない者であることと。町税等に滞納がない者というようなはっきりとした文言はないのですが、この一文をもって町税等の滞納があるかないかということも十分にしんしゃくすると、参考として取り扱っていきますよという理解の文章でいいのか、その辺確認したいと思います。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） 今議員おっしゃったとおり、経営内容等の経営の著しい悪化の部分ということで町税証明という部分を添付してもらっております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） それは、平成21年当時はそういうのではなかったと。最近なのか、今回なのか、最近またきちんとこういうふうに整理し直したのだということでのいいですね。

○議長（室田憲作君） 建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） 以前からずっと変わっておりません。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） そうなると、また3月の答弁とどうなのかなということでもちよっとまた頭の中でもややもやとしてきたのですが、これだとまた1つ公営住宅の件もありますので、今回はっきりした点もありますし、先ほどの件、情報公開に関しての云々もありますので、またこの部分は私としてもちよっと保留といいますか、また改めて検討させていただきたいと思います。

それで、町営住宅についてお聞きをします。今回去年、今年の応募状況をお聞きしたところ、15戸に対して41件の応募、8戸に対して26名の応募ということで、応募者としてはちょっと予想よりはかなり多いのかなという印象でした。ただ、その一方で古くからある住宅、北町や栄町南、恐らく寿町といった古い住宅のほうでは20戸があいているということのようです。それで、このあいているあきの状況の推移というのはどうなのか。だんだんとあいている部屋がふえつつあるのかどうなのか、その辺の空き部屋の推移はどうなのでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町民課長、水上常男君。

○町民課長（水上常男君） 空き部屋の推移については、ちょっと確認しておりません。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） わかりました。またそれは後日ということで伺いたいと思います。

現在マスタープランのほうでは平成36年まで幸町団地の計画、平成36年まであと11年間、44戸を新たに建てて、今年は抜いて来年度からまた44戸の計画であると思います。この間まだ10年以上先のことでもありますし、今後の羽幌町の公住の事業見直しについてはいかがお考えなのか。場合によっては、このマスタープランの中間的な見直しといったものも必要な部分も出てくるのかどうか、その辺の考えもあわせていかがでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町民課長、水上常男君。

○町民課長（水上常男君） ただいまのご質問ですけれども、マスタープラン、長寿寿命化計画を平成22年度から31年度までの10年間として策定しております。その中では、建て替えは幸町団地というふうになっておりまして、北町団地や栄町の南団地については用途廃止や維持管理というふうな対象となっております。それで、ちなみに平成14年度から平成24年度までの朝日団地のほうに例えば南団地のA団地など、もう解体した住宅なのですけれども、そちらのほうから、各建て替え住宅から移転入居した戸数については、当初53戸の方々が入居しておりました。現在退去いたしまして、差し引いて現状は43戸の入居者が移転で入居しております。全体の50%となっております、そのほかの50%については公募選考により入居というふうな状況となっております。

○議長（室田憲作君） 2番、金木直文君。

○2番（金木直文君） 公営住宅の問題も町としては大きな問題ですし、折を見て委員会などでも検討協議する場もあるのかもしれませんが。今回この件をお聞きしたのは、すぐ近所にある公営住宅がもう何年も人が入っていないようだけれども、一体どうなっているのかと。そこにはひとり暮らしでいた人がいたはずだけれども、どこか移ってしまって1年、2年たっているというような声がちらっと私のほうにありました。それで、なかなか町の人はその辺も見ていますし、どうなっているのかもわからないし、どういような町の対応もしているのかもわからないといった問題もあって、今回その部分を含めた質問をさせていただきました。それで、いろんな長期不在になる理由が何通りかあって、それぞれ柔軟に対応されていらっしゃるのだろうと私は理解しますけれども、なかなか町場の人はその辺のところもよくわからないということもあるので、何かの折に広報するなり、お知らせをするなりして理解を深めるといいますか、そういうことをとってもらいたいと思います。それで、限りある公住施設、財産でありますので、有効な活用を追求しながら今住民の定住の問題などいろんな町で問題になっております。取り組んでいると思います。これからのまちづくりや定住の問題なども含めて総合的な見直し、今の幸町の計画は立派な計画ではありますけれども、それらも含めた総合的な中間的な見直しというものもどこかで必要ではないかと思いますが、最後に町長、この点についていかがでしょうか。

○議長（室田憲作君） 町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） 住宅の問題は、いつもいろいろ物の考え方だとか状況だとかでマッチングがうまくいけば、それぞれが望まれる、充足される移動というか、そういうことがなされるわけですけども、いろんな事情がそれぞれお持ちになっていて、その変化もありますし、そういった意味ではそれを外から客観的に見られている方々にとってはいろんなことに見えてくるのかなと。そういうところでお話が、議員が言ったような問題点もクローズアップされてきているのかなというふうに思います。答弁書にはありませんけれども、最近あちこちのいろんな町の事例としてあるのが最初の入居選考のときには5人家族、4人家族であったと。そういう何年かたつうちに、例えばいろんな事例があるのでしようけれども、いろいろな方々が1人減り、2人減り、そして今はたった一人で暮らしているとか、また簡単に言うと離婚をされて1人でいるとか、そんないろんな状況というのがあちこちで問題点になっているようです。我が町もそういうこともあるのかなということもありますし、そういった意味では多世帯、5人、多人数の構成が可能な住宅がたった一人で占領しているというようなことの見られ方にもなりかねませんし、そういった意味では不公平というか、いろんな不満な気持ちもあちこちに出てくるのかなというふうに思います。そういったことも含めながら、今の計画の状況、そして現状の把握ということにも努めながら、やはり無駄な計画は立てるわけにもいきませんし、無駄な対応ということにもならないように原課のほうとやはり細かな情報の把握というか、そこらが一番大事なところかなというふうに思いますので、その点気をつけながら今後その計画と、そして現状等ということで検討を進めていきたいというふうに思います。

○議長（室田憲作君） これで2番、金木直文君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（室田憲作君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 1時41分）